

平成 31 年度

事業計画書

公益財団法人山梨県健康管理事業団

平成31年度 事業計画

山梨県健康管理事業団は、昭和58年4月に県、市町村、医師会の3者により設立され、健康増進法等関係法令に基づく健診・検査事業、公衆衛生に関する知識の普及・啓発事業を実施し、その実施にあたっては、市町村等の顧客ニーズに応え、より効果的な運営に努めた事業展開を図っている。

事業団は、公益財団法人として当初の設立目的と存在意義を踏まえ、県民からより一層信頼される事業団として、より精度の高い健診・検査事業を実施するとともに、県の「健やか山梨21」計画と連携した一次予防に関する事業を推進し、県民の健康保持増進に努めていく。

I 健康診査・検査・がん対策事業

近年、高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因の約6割、医療費に占める割合も国民医療費の約3分の1となっている。

国は、平成29年10月に「第3期がん対策推進基本計画」を公表し「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」とし、全体目標の一つに「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」を掲げ、がん検診受診率50%、精密検査受診率90%達成を目標値としている。

山梨県では、特定健診受診率70%以上、特定保健指導実施率45%以上、メタボ該当率11.3%、がん検診の受診率50%以上達成を目標に掲げ、県、市町村等一丸となって取り組んでいる。

事業団ではこれに呼応し、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、高齢者医療確保法）、健康増進法等に基づく健康診査・検査・がん対策事業を実施する。

また、集団健診や個別健診の両方の充実と多様化する顧客ニーズに対応するため、胃内視鏡検査等を行うことができる施設の整備に向けて、建設候補地の選定など引き続き取り組みを進める。

1 特定健康診査・特定保健指導事業等

(1) 特定健康診査

高齢者医療確保法に基づく特定健診を市町村、全国健康保険協会、健康保険組合等、医療保険者から委託を受けて実施する。

また、対象とならない39歳以下、75歳以上の住民健康診査等についても市町村から委託を受けて実施する。

① 集団健診

各市町村の受診率向上の取組みに呼応し健診日数や土日休日健診の調整、各がん検診の同時実施等「受診しやすい環境作り」に努め、受診人数の増加を図っていく。

計画人数 14,000人(14,000人) ※()内は前年度の計画(以降同様)

② 個別健診

事業団施設を利用した甲府市民40歳以上を対象とした個別健診については、ハガキ、チラシ等によりリピーター等対象者への受診勧奨を行うとともに、事業団職員の知人紹介等により新規受診者数の増加を図る。

計画人数 300人(300人)

(2) 特定保健指導

特定健診を実施する市町村から委託を受け、メタボ予備群及び該当者の抽出と、情報提供を行うとともに、階層化による動機付け支援と積極的支援該当者に保健指導を積極的に行う。

特定保健指導の実績評価は、初回面接から6か月以上経過後に行うこととされていたが平成30年度から最低基準が3か月経過後とされており、指導期間短縮により、利用者の増加と途中脱落者の減少が期待される。事業団では、保健師等限られた人員で効率良く、より多くの対象者に実施できるよう工夫検討し実施率向上に努める。

計画人数 120人 (100人)

2 がん対策事業等

健康増進法に基づく各種がん検診については、がん対策事業として、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、肝がん検診(腹部超音波検査)等について、特定健診等とがん検診等を同時実施する総合健診方式により、市町村・事業所等から委託を受けて実施する。

(1) 胃がん検診

バリウムによる胃部X線検査については、近年、受診者の高齢化や内視鏡検査実施要望等により受診者が減少傾向にある中、平成28年度の国指針改正により、胃内視鏡検査の追加、対象年齢50歳以上、実施回数2年に1回に変更となった。指針では、「当分の間、40歳以上に年1回実施しても差し支えない。」としているが、今後さらに、X線検査の減少が予測される。

一方、改正された指針では胃がんとヘリコバクター・ピロリ感染との関係について言及しており、山梨県でも、ピロリ菌の除菌助成や普及啓発活動を行っている。

血液によるペプシノゲン検査、ピロリ菌検査の実施や両検査を組み合わせた胃がんABC検診(リスク検診)については、X線検査減少の対策として、市町村等実施主体に推奨していく。

計画人数 12,600人 (13,100人)

(2) 肺がん検診

胸部X線検査と喫煙者等ハイリスクを対象とした喀痰細胞診については、総合健診で実施するとともに、地域を検診車で巡回し、高齢者等の受診の利便性を図る中で、受診率向上に努める。

計画人数 胸部X線検査 19,420人 (19,920人)
喀痰細胞診 300人 (300人)

(3) 大腸がん検診

便潜血反応検査による大腸がん検診については、単独検診の実施等、引き続き受診者の利便性に配慮した実施方法等について検討を行い受診率向上に積極的に取り組んで行く。

また、大腸がん検診は、精検受診率が他のがん検診に比べ低く、その向上のため市町村等実施主体と連携する中で、「要精検者」について必ず精密検査を受診するよう周知を徹底し精検受診率向上に努める。

計画人数 13,900人 (13,500人)

(4) 乳がん検診

マンモグラフィ検査及び乳腺超音波検査を、市町村、事業所等から委託を受け実施する。

計画人数 10,800人 (10,150人)

(5) 肝がん検診

腹部超音波検査による肝がん検診は、肝臓を中心にした胆嚢、腎臓、膵臓等を検査し所見を早期に見つけ出すことを目的とし、市町村及び事業所等からの委託を受けて実施する。

超音波検査機器については、乳腺超音波検査の対応を含め平成31年度に3台の機器更新を予定しており、今後も計画的整備を図る中で、より精度の高い検診の提供に努めていく。

計画人数 18,500人 (17,980人)

(6) その他のがん検診等

① 子宮がん検診

子宮がん検診については、子宮頸部細胞診検査を、事業団施設を利用し事業所の希望者を受入れる。

② 前立腺がん検診

前立腺がん検診（血液PSA検査）については、特定健診を受託している市町村を中心に実施する。

(7) 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、予防するための骨粗鬆症検診を市町村等の要望に応じ、超音波法によるポータブル機器2台、検診車に搭載したDXA法機器1台、計3台の体制により実施する。

計画人数 4,930人 (4,930人)

3 各種の検診検査事業

(1) 事業所等の職域健診

全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診及び労働安全衛生法に基づく健康診断を事業所従事者、県職員、教職員等を対象に実施する。

また、選択項目である各種がん検診等の受託拡大も図っていく。

① ストレスチェック

労働安全衛生法に基づくストレスチェックについては、健診を受託している事業所等を中心に、制度説明書、実施内容・方法、結果報告書例等により案内を行う中で、要望に対応していく。

② 小規模事業所の集約出張健診

小規模事業所の受診機会を確保するため、各地域の公民館等を利用した検診車等による出張健診については、効率の良い健診実施に向け、対象事業所を絞り込んだダイレクトメール等の渉外活動を推進して、受託事業所の増加を図っていく。

③ 職域健診受託拡大

新規企業・事業所に対し事業団のPRと営業活動を強化するとともに、大手企業の競争入札等の情報を収集し、参加することにより健康診断受託の拡大を図っていく。

計画人数 18,200人 (17,900人)

(2) 学校保健関係の検診検査事業

学校保健関係の検診検査事業については、少子化の影響による減少傾向が続いている。

平成31年度においても、学校保健安全法による児童、生徒等の検診検査を県、市町村教育委員会等の委託を受けて次により実施する。

1) 心臓検診

心臓検診は心疾患の早期発見のため、心臓検診調査票・心電図検査を、小・中学校、高等学校等の児童、生徒を対象に実施する。

なお、希望校に対して、心電心音図検査を実施する。

計画人数 10,200人 (11,050人)

2) 尿検査、寄生虫・蟯虫卵検査

尿検査は腎疾患と若年性糖尿病の早期発見、寄生虫・蟯虫卵検査については、寄生虫卵の発見のため、保育所・幼稚園の幼児、小・中学校等の児童、生徒を対象に実施する。

なお、寄生虫・蟯虫卵検査については、平成28年度から学校での健康診断の法定項目から除外され、引き続き減少が見込まれる。

計画人数 尿検査 47,200人 (47,400人)

寄生虫、蟯虫卵検査 13,150人 (13,540人)

(3) 結核検診

感染症法による結核検診(胸部X線検査)を高校生、大学生、一般住民(65歳以上)、民間企業従事者及び県職員、教職員等を対象として実施する。

特養等福祉関係施設、特別支援学校等の車椅子、寝たきり者等の結核検診については、ポータブル型撮影装置を活用し実施する。

計画人数 36,640人 (36,890人)

(4) 風しんの追加的対策(風しん抗体検査)

平成31年2月1日、厚生労働省から予防接種法施行令の一部改正する法令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布、施行された。

これに伴い、市町村における風しんの追加的対策が円滑に実施されるための環境整備として、風しんの追加的対策に係る手引きが作成され、各都道府県等関係部局に、風しんの追加的対策について協力依頼の通知がされた。さらに、医療機関・健診機関向け手引きについても作成、公開されている。

事業団では、当該手引きに準じ、対策が実施される平成31年度から平成33年度までの3年間、実施主体である市町村や関係機関等と連携を図る中で、住民健診、事業所健診等を受診する対象者に風しん抗体検査を実施する。

II 諸会議の開催

1 理事会・評議員会

理事会・評議員会は、事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を審議し、議決、又は承認する。

2 経営評価委員会

今後の経営状況や経営強化の実施状況について適切な評価を受けるため、外部の経営専門家として公認会計士、開業医等をメンバーとする経営評価委員会を開催する。

3 実施主体担当者連絡会議

実施主体の要望、意見等の現場の声を事業運営に反映させるため、実施主体担当者連絡会議を開催し、事前のアンケート調査等を取り入れながら実施していく。

4 経営管理会議等

各種事業の進捗状況及び経営状態の現状を把握精査し、新規事業の導入や効率的な事業推進方策を検討し安定した運営に資するため、事業団の係長以上の職員で構成する経営管理会議等を開催する。

III 普及啓発事業

1 ホームページの活用

ホームページを活用し、組織、経営理念、事業案内による検診事業全般の内容紹介など広く県民に情報発信し、事業団をPRするとともに、各種がん検診、生活習慣病予防の正しい知識の普及啓発に努める。

2 受診率向上のための広報活動

特定健診70%、がん検診50%を目標に受診率の一層の向上を図るため、シンポジウム、講演会の開催や、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を利用した広報活動を行う。

3 がん征圧月間及び結核予防週間行事

9月の「がん征圧月間行事」並びに9月下旬の「結核予防週間行事」について、関係機関の協力を得る中で、がん予防、結核予防の普及啓発とがん征圧街頭キャンペーン、結核予防街頭キャンペーン等イベントの開催及びラジオ広告を実施するとともに、ポスター、教育広報資料等を各市町村及び関係団体に配布するなどの啓発活動を行う。

4 リレー・フォー・ライフ2019の開催

9月に日本対がん協会本部と実行委員会が主体となり、がん患者やその家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、がん征圧を目指す活動として、2日間夜通しリレーウォーク等を実施するチャリティーイベント「リレー・フォー・ライフ2019」を開催する。このことにより、がんに対する関心を高めるとともに、がん征圧活動、支援活動の活性化を図る。

5 各種イベントへの参加

県が主催する、「県民の日記念行事」、「いきいき山梨ねんりんピック」等の各種イベントに積極的に参加し、医師やがん経験者(ピアサポーター)によるがん無料相談、簡易健康チェック(血圧、骨密度測定、血管年齢測定、健康相談等)、乳がんマンモグラフィ検査等を実施するとともに、生活習慣病、がん予防などに関するパネル展示、各種パンフレットの配布等を行い、受診率向上に向け普及啓発活動を推進していく。

6 健康教育の資料貸出

市町村等が行う健康教育の資料として、健康づくりに関するビデオ、パネル等を積極的に貸し出し、各種検診に対する地域住民への啓発に努める。

7 シンポジウム・講演会等の開催

県民の健康増進に関する知識の普及啓発を目的とした、生活習慣の改善やがん予防等、健康に関するシンポジウムや講演会を開催する。

8 一次予防に関する取組

当事業団は、県の「健やか山梨21」計画が推進している健康づくりの「一団体一活動」事業の取組団体であるので、健康教育・健康づくり等、一次予防に関する実践的な事業を推進し、県民の健康の維持増進に努める。

IV 調査・研修事業

1 調査

県民の疾病の予防・健康の保持増進及び県内における検診技術や学術水準の向上を図るため、各種健診・検査事業を実施することにより、そこから得られる県民の健康状況に関する豊富なデータを活用し、集計や統計・解析やがん検診受診者の精密検査受診状況の追跡等の調査を行い、その結果や検診手法などに関して得られた成果を、市町村や事業所などの実施主体等に対して提供し、疾病の予防対策や県民の健康管理の基礎資料として活用を促進するほか、国をはじめとする行政、上部団体及び学会等に提供する。

2 研修

各種検診の多様化、高度化に対応するため、関係各機関等が実施する学会、研修会に職員を積極的に参加させるとともに、営業力強化を図るため接遇教育、研修会等を実施し、職員の資質の向上及び検診検査の精度向上に努める。

V 救急医療情報センターの運営業務

全県ネットワークの山梨県救急医療情報システムは、県から運営業務の委託を受け実施している。

本年度も医師会、歯科医師会、医療機関、市町村及び関係機関等の協力を得ながら円滑な運営に努める。

また、東日本大震災を教訓とし、大規模災害時の対応について職員の訓練やシミュレーションの実施等を行い、危機管理体制を強化する。

VI がん患者サポートセンターの運営業務

平成24年7月から山梨県より、日本対がん協会山梨県支部である事業団が運営業務の委託を受け実施している「山梨県がん患者サポートセンター」は、がん患者やその家族の悩みや不安の軽減に努めていくため、医師・保健師等の医療面の相談に加え、がん経験者であるピアサポーターによる心理面でのサポート並びに、適切な情報提供を行うことで、がん患者の生活向上を目指して、より積極的な活動を行っていく。